

社会福祉法人希求会

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人希求会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、勤務実態に合わせ、この規程により報酬を支給する。

(報酬額)

第3条 法人業務に常時従事する役員等に対する報酬は月額とし、理事長が別に定める。

2 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は日額5,340円の報酬をその都度支払う

(通勤費用)

第4条 役員には通勤費用を支給する。

(支払方法)

第5条 第3条1項に定める役員等の報酬及び前項に定める通勤費用の支払方法は、職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第6条 役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について別表に定める旅費を支給する。

2 旅費及び費用弁償の支給方法は、法人職員旅費規程の職員に対する旅費支給の例による。

(適用除外)

第7条 第2条、第3条2項、第4条及び第6条の規定は、法人の職員の職にあるものには支給しない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長の専決による。

附則

1 この規程は、平成16年2月1日から施行する。

2 この規定は、平成24年2月22日から施行する。

3 この規定は、平成29年4月1日から施行する。